

国民健康保険請求の手引

(保険薬局)
平成 31 年 4 月現在

◎高知県内の市町村国保と医師国保組合は、被保険者証の記号・番号を数字に統一して、被保険者一人ひとりに設定しています。

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに保険者に連絡ください。

	保険者名	保険者番号	電話番号	給付割合	証の記号・番号
市	高知市	390013	(直)088 (823) 9359	退職国保 7割 ・ 未就学者 8割 ・ 高齢受給者 8割 7割 (一定以上所得者)	高知市 8桁 ・ 芸西村・中土佐町・四万十町 四万十市・香南市・香美市 10桁・上記以外 7桁の数字
	室戸市	390021	(直)0887 (22) 5133		
	安芸市	390039	(直)0887 (35) 1002		
	南国市	390047	(直)088 (880) 6555		
	土佐市	390054	(直)088 (852) 7625		
	須崎市	390062	(直)0889 (42) 1355		
	土佐清水市	390088	(直)0880 (82) 1108		
	宿毛市	390096	(直)0880 (63) 1112		
	四万十市	390104	(直)0880 (34) 1114		
	香南市	390112	(直)0887 (57) 8506		
香美市	390120	(直)0887 (53) 3115			
郡	東洋町	390203	(直)0887 (29) 3394		
	奈半利町	390211	(直)0887 (38) 8181		
	田野町	390229	(直)0887 (38) 2812		
	安田町	390237	(直)0887 (38) 6712		
	北川村	390245	(直)0887 (32) 1214		
	馬路村	390252	(直)0887 (44) 2112		
	芸西村	390260	(直)0887 (33) 2112		
	大川村	390419	(代)0887 (84) 2211		
	土佐町	390427	(直)0887 (82) 1110		
	本山町	390500	(直)0887 (76) 2113		
	大豊町	390518	(代)0887 (72) 0450		
	佐川町	390708	(直)0889 (22) 7706		
	越知町	390716	(直)0889 (26) 1115		
	中土佐町	390724	(直)0889 (52) 2213		
	日高村	390740	(直)0889 (24) 5111		
	橋原町	390799	(直)0889 (65) 1170		
	大月町	390831	(直)0880 (73) 1113		
	三原村	390864	(直)0880 (46) 2111		
	いの町	391003	(直)088 (893) 1117		
	津野町	391011	(直)0889 (55) 2314		
仁淀川町	391029	(直)0889 (35) 1088			
四万十町	391037	(直)0880 (22) 3117			
黒潮町	391045	(直)0880 (43) 2800			
組合	医師国保	393025	(直)088 (824) 8808		
県外分の取扱い	全国土木	133033	03 (5210) 4384	上記と同様 ただし退職を除く	被保険者証のとおり
	中央建設	133264	03 (3200) 1155		
	全国建設工事業	133298	03 (5652) 7001		
	全国歯科	093013	088 (823) 7369		
	中四国薬剤師	333039	086 (231) 1738		
	建設連合	233064	03 (3504) 1241		
	全国左官	133231	03 (3269) 4778		
全国板金	133280	03 (3453) 8464			

請求書及び明細書の編綴・集計要領

請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。

1 オンライン又は光ディスク等による請求について

オンライン又は光ディスク等による請求分については、県内分・県外分にかかわらず**請求書の作成・提出は不要**です。(光ディスク等での請求の際は、「**光ディスク等送付書**」を添付してください。)「紙レセプト分」、「福祉医療費請求書」の請求についてのみ請求書の提出が必要となります。

2 紙レセプト請求について

- 保険者番号毎に請求書を作成してください(下図参照)。
- 請求書への集計は、**国保、退職別でレセプトの本人家族欄の区分毎**に集計してください。(下図参照)。
- 県内分については公費点数の集計及び記載は不要です。
- 県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)のみ公費負担医療欄に再掲してください。**
- ※ 月遅れ請求分も当月請求分と一緒に編綴・集計してください。
- ※ 開設者の変更等で**薬局コードが異なる場合は、コード別に請求書が必要**です。(レセプトの薬局コードで請求書を作成するため。)
- ※ **旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。**

※ **レセプトの続紙及び添付書類**は糊付けではなく、**ホッチキス**で留めてください。

※ **保険者番号毎に国保、退職別でレセプトの本人家族欄の区分順(右図のとおり)**にレセプトをまとめてください。レセプトがばらばらにならないように、**クリップ**や**輪ゴム**等でまとめてください。

※ OCR打ち出しレセプトを訂正して請求する場合は、OCRエリアの数字をすべて「**—**」線(横線)で、**抹消**してください。

◎提出の際は、**県外分と県内分が混在しないよう別**まとめてください。

3 特別療養費レセプト(国保被保険者資格証明書による療養分)の取扱いについて

特別療養費のレセプトは、レセプトの上部余白へ**特別療養費**と**朱書**し、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴りで提出してください。
※電子レセプトではなく紙レセプトで提出してください。
※請求書の提出は不要です。

4 福祉医療費請求書の編綴と集計方法について

編綴方法

請求書(集計票)を一番上にして、福祉医療費請求書は、**法別番号(43)・(46)・(73)・(74)・(75)・(76)毎にまとめて**ください。

請求書(集計票)記載方法

法別番号毎に集計し、「公費法別」欄に法別番号、「件数」欄に合計件数、点数の請求であれば「点数」欄に合計点数、金額の請求であれば「金額」欄に合計金額を記載してください。

調剤報酬請求書 (保険者番号毎のレセプトの一番上に添付)	
国保一般 (70歳以上一般・低所得)	8 高外一
国保一般 (70歳以上7割)	0 高外7
国保一般 (国保組合分含む)	2 本外 6 家外
国保一般 (6歳) (※未就学者)	4 六外
退職 (本人)	2 本外
退職 (被扶養者)	6 家外
退職 (6歳) (※未就学者)	4 六外

福祉医療費等に係る請求書 (集計票) (一番上に添付)	
社保福祉請求書(43) (ひとまとめ)	
社保福祉請求書(46) (ひとまとめ)	
社保福祉請求書(73) (ひとまとめ)	
社保福祉請求書(74) (ひとまとめ)	
社保福祉請求書(75) (ひとまとめ)	
社保福祉請求書(76) (ひとまとめ)	

お問い合わせは **審査課第5係 (088)820-8407** までお願いします。

5 交通事故等「第三者傷害」のレセプトへの記載について

交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「**特記事項**」欄に「**10・第三**」又は「**☹**」の記載を行い、摘要欄に**事故対象点数**を記載してください。

お問い合わせは **保険者支援課求償係 (088)820-8421** までお願いします。

調剤報酬明細書 (レセプト) 受付締切日

○調剤報酬明細書 (レセプト) の**受付締切日は、毎月10日 (17時までの必着)**です。(直接持参分、郵送分とも)

○10日が**土・日・祝日**の場合は、**本会事務所**で、**9時から17時まで**受付します。

○オンライン請求については、毎月10日までに請求確定をお願いします。
5~7日は8時~21時、8~10日は8時~24時まで請求可能です。
(土・日・祝日を含む)

※受付締切日は厳守してください。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第4係 (088)820-8402 FAX (088)820-8413
ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>

後期高齢者医療請求の手引

(保険薬局)

平成31年4月現在

	市町村名	保険者番号	電話番号	給付割合	被保険者番号	
市	高知市	39392014	(直)088 (823) 9380	7割(一定以上所得者) ・ 9割	8桁の数字	<p>請求書及び明細書の編綴・集計要領</p> <p>請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。</p> <p>1 オンライン又は光ディスク等による請求について</p> <p>オンライン又は光ディスク等による請求分については、県内分・県外分にかかわらず請求書の作成・提出は不要です。(光ディスク等での請求の際は、「光ディスク等送付書」を添付してください。)</p> <p>「紙レセプト分」、「福祉医療費請求書」の請求についてのみ請求書の提出が必要となります。</p> <p>2 紙レセプト請求について</p> <p>○保険者番号毎に請求書を作成してください。</p> <p>○請求書への集計は、給付割合毎に集計してください。(下図参照)。</p> <p>○県内分は公費分点数の集計及び記載は不要です。</p> <p>○県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)のみ公費負担医療欄に再掲してください。</p> <p>※ 月遅れ請求分も当月請求分と合わせて編綴・集計してください。</p> <p>※ 開設者の変更等で薬局コードが異なる場合は、コード別に請求書が必要です。(レセプトの薬局コードで請求書を作成するため。)</p> <p>※ 請求書は後期高齢者医療用を使用してください。</p> <p>※ 旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではなく、ホッチキスで留めてください。</p> <p>※保険者番号毎で本人家族欄の区分順(上図のとおり)にレセプトをまとめてください。レセプトがばらばらにならないように、クリップや輪ゴム等でまとめてください。</p> <p>※OCR打ち出しレセプトを訂正して請求する場合は、OCRエリアの数字をすべて「—」線(横線)で抹消してください。</p> <p>◎提出の際は、県外分と県内分が混在しないよう別まとめにしてください。</p> <p>3 特別療養費レセプト(後期高齢者資格証明書による療養分)の取扱いについて</p> <p>特別療養費のレセプトはレセプトの上部余白へ特別療養費と朱書き、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴じて提出してください。</p> <p>※電子レセプトではなく紙レセプトで提出してください。</p> <p>※請求書の提出は不要です。</p> <p>4 交通事故等「第三者傷害」のレセプトへの記載について</p> <p>交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「特記事項」欄に「10・第三」又は「☒」の記載を行い、摘要欄に事故対象点数を記載してください。</p> <p>お問い合わせは 保険者支援課求償係 (088)820-8421 までお願いします。</p>
	室戸市	39392022	(直)0887 (22) 5133			
	安芸市	39392030	(直)0887 (35) 1002			
	南国市	39392048	(直)088 (880) 6556			
	土佐市	39392055	(直)088 (852) 7636			
	須崎市	39392063	(直)0889 (42) 1355			
	宿毛市	39392089	(直)0880 (63) 1112			
	土佐清水市	39392097	(直)0880 (82) 1108			
	四万十市	39392105	(直)0880 (34) 1114			
	香南市	39392113	(直)0887 (57) 8506			
香美市	39392121	(直)0887 (53) 3115				
郡	東洋町	39393012	(直)0887 (29) 3394			
	奈半利町	39393020	(直)0887 (38) 8181			
	田野町	39393038	(直)0887 (38) 2812			
	安田町	39393046	(直)0887 (38) 6712			
	北川村	39393053	(直)0887 (32) 1214			
	馬路村	39393061	(直)0887 (44) 2112			
	芸西村	39393079	(直)0887 (33) 2112			
	本山町	39393418	(直)0887 (76) 2113			
	大豊町	39393442	(代)0887 (72) 0450			
	土佐町	39393632	(直)0887 (82) 1110			
	大川村	39393640	(代)0887 (84) 2211			
	いの町	39393863	(直)088 (893) 1117			
	仁淀川町	39393871	(直)0889 (35) 1088			
	中土佐町	39394010	(直)0889 (52) 2213			
	佐川町	39394028	(直)0889 (22) 7706			
	越知町	39394036	(直)0889 (26) 1115			
	橋原町	39394051	(直)0889 (65) 1170			
	日高村	39394101	(直)0889 (24) 5111			
	津野町	39394119	(直)0889 (55) 2314			
	四万十町	39394127	(直)0880 (22) 3117			
大月町	39394242	(直)0880 (73) 1113				
三原村	39394275	(直)0880 (46) 2111				
黒潮町	39394283	(直)0880 (43) 2800				
<p>高知県後期高齢者医療広域連合</p> <p>電話 088 (821) 4526</p> <p>FAX 088 (821) 4518</p>						

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに高知県後期高齢者医療広域連合にご連絡ください。

- 調剤報酬明細書(レセプト)受付締切日は国民健康保険の締切日と同様です。国保分と後期高齢者医療分とは別々にまとめて提出してください。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第4係 (088)820-8402 FAX (088)820-8413

ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>